

平成23年度 第27回 役員会議事要旨

日 時 平成24年3月14日（水） 10時28分～12時06分

場 所 学長室

出席者 学長，瀬口理事，中島理事，岩本理事，宮崎理事，緒方理事，

欠席者 なし

オブザーバー 川上監事，向井監事，後藤学長室長 他

○ 学長から，第25回及び第26回役員会議事要旨の確認依頼があった。

【 審議事項 】

(1) 国立大学法人佐賀大学顧問について

学長から，本件は，平成23年4月1日付けで本学の顧問を委嘱している2名の顧問の任期を更新する案件である旨の説明があった。

また，総務課長から，顧問の趣旨・背景及び両名からは，引き続き1年間の委嘱について承諾をいただいている旨等の説明があり，審議の結果了承された。

(2) 平成24年度法令遵守実施計画について

学長から，本件は，平成23年2月23日付けで制定された本学の法令遵守の基本方針及び実施要領に基づく，各部局等の平成24年度の実施計画案である旨の説明があった。

また，総務課長から，今回は，平成23年度の実施状況を点検の上，おおむね昨年同様の実施計画が，各部局等から提出されている旨等の説明があり，審議の結果了承された。

なお，学長及び監事から，一部実施計画の趣旨と実施計画の進め方等について意見があったため，その点も考慮することが了承された。

(3) 新佐賀大学統合10周年記念誌発行に伴う編集委員会の設置について

学長から，本件は，統合10周年を機に，統合の経緯と10年間の歩みを記録・整理するもので，また，佐賀大学40年史以降何も作成されていないことから，併せて記念誌を発行する旨の説明があった。

また，総務課長から，発行目的，発行方法及び編集のため，編集委員会を設置する旨等の説明があり，審議の結果了承された。

- (4) その他
特になし。

【 協議事項 】

- (1) 国立大学法人佐賀大学男女共同参画推進規則等の制定について

学長から、本件は、男女共同参画推進の体制等の見直しに伴い、推進規則及び運営規程を制定する案件で、2月22日開催の役員会で意見があった専任のコーディネーターのポスト及び教員である必要性等について再検討した旨の説明があった。

また、総務部長から、専任の教員（コーディネーター）を特任教員に修正した旨等の説明があり、協議の結果了承され、直近の教育研究評議会及び同評議会後の役員会で審議することとなった。

- (2) 佐賀大学プロジェクト研究所（仮称）規程の制定について

学長から、本件は、これまで検討してきた本研究所の規程を制定する案件である旨の説明があった。

また、学術研究協力部長から、本規程の制定の概要及び規程（案）、昨日開催の大学運営連絡会で意見のあった学外の研究員の受入に係る取決めの明確性の必要性については、規程（雑則）第16条の総合研究戦略会議で対応する旨等について説明があり、協議の結果了承され、直近の教育研究評議会及び同評議会後の役員会で審議することとなった。

- (3) 佐賀大学全学教育機構規則の一部改正等について

学長から、本件は、全学教育機構の組織整備等に伴い、佐賀大学全学教育機構規則の一部改正及び同機構組織運営規程の制定を行う案件で、2月22日開催の役員会での意見等を踏まえて修正した旨である説明があった。

また、教務課長から、規則第18条の教員会議の内容等及び運営規程（案）の字句修正等の説明があり、協議の結果了承され、直近の教育研究評議会及び同評議会後の役員会で審議することとなった。

- (4) 佐賀大学学則の一部改正について

学長から、本件は、経済学部における教員の免許状授与の所要資格を得させるための課程のうち、経営・法律課程における高等学校教諭1種免許状（地理歴史）の課程認定を取り下げることに伴い、所要の改正を行う案件である旨の説明があった。

また、教務課長から、改正理由として、専任教員の不足により課程の維

持が困難となったこと等の説明があり、協議の結果了承され、直近の教育研究評議会及び同評議会後の役員会で審議することとなった

その後、学長から、本課程の就職実績等について質疑があった。

(5) 佐賀大学入学者選抜規則の一部改正について

学長から、本件は、医学部医学科で実施されている総合問題試験が平成25年度一般入試から個別学力検査に替わるため、入学試験委員会の下に個別学力検査等企画専門委員会を設置することに伴い、所要の改正を行う案件である旨の説明があった。

また、入試課長から、個別学力検査に替える理由として、学力の測定をより精度の高い科目試験にすることなどと高等学校には既に予告済である旨等の説明があり、協議の結果了承され、直近の教育研究評議会及び同評議会後の役員会で審議することとなった。

(6) 佐賀大学産学・地域連携機構（仮称）の設置について

学長から、本件は、本機構（仮称）の設置に関し、関係規則等の制定等に関する案件である旨の説明があった。

また、中島理事及び学術研究協力部長から、本機構の発足にあたり、関係規則等の制定をする旨及び規則（案）と教員等選考規程（案）の概要について説明があり、協議の結果了承され、直近の教育研究評議会及び同評議会後の役員会で審議することとなった。

その後、学長及び理事から、本規則等（案）の作成及び検討された委員会及び規則（案）の文言等の表現、本機構とNPOとの関係等について質疑があり、NPOとの関係は今後検討することとなった。

(7) 「国立大学法人佐賀大学社会貢献の方針」の一部改正について

学長から、本件は、産学・地域連携機構（仮称）の設置に伴い、国立大学法人佐賀大学社会貢献の方針の一部を見直す案件である旨の説明があった。

また、中島理事から、本方針の「社会貢献の具体的な目標」の修正した箇所について説明があり、協議の結果了承され、直近の教育研究評議会及び同評議会後の役員会で審議することとなった。

(8) 佐賀大学地域貢献推進委員会規則の一部改正について

学長から、本件は、産学・地域連携機構（仮称）の設置に伴い、佐賀大学地域貢献推進委員会規則の所要の改正を行う案件である旨の説明があった。

また、学術研究協力部長から、本改正について、2月24日開催の佐賀大学地域貢献推進委員会において、本学の社会貢献について全学的及び俯瞰的な視点から検討するために委員会を存続し、文言等の表現を整備する

など所要の改正を行うことで、審議了承されている旨と規則の改正内容等について説明があり、協議の結果了承され、直近の教育研究評議会及び同評議会後の役員会で審議することとなった。

(9) 国立大学法人佐賀大学総合研究戦略会議規則の一部改正について

学長から、本件は、「全学委員会等の見直し」を受け、教育研究評議会研究推進部会を廃止することに伴い、所要の改正を行う案件である旨の説明があった。

また、学術研究協力部長から、規則の改正内容等について説明があり、協議の結果了承され、直近の教育研究評議会及び同評議会後の役員会で審議することとなった。

その後、学長から、研究推進部会の廃止について質疑があったが、本推進部会には要項がないことが確認された。

(10) 佐賀大学短期留学プログラム規程の一部改正について

学長から、本件は、佐賀大学留学生センターが行っていた短期留学プログラムの業務を国際交流推進センター等が承継すること等に伴い、所要の改正を行う案件である旨の説明があった。

また、学術研究協力部次長から、短期留学プログラムへの出願する者の選考等、改正の概要及び文言の修正等、規程の改正について説明があり、協議の結果了承され、直近の教育研究評議会及び同評議会後の役員会で審議することとなった。

(11) 研究センター及び研究プロジェクトの評価方法について

学長から、本件は、評価委員が行う評価項目について、一部見直し等を図ることから、研究センター及び研究プロジェクトの評価要領について、所要の改正を行う案件である旨の説明があった。

また、学術研究協力部長から、今迄、評価要領に基づき、時限評価を実施したところ、「S S」の総合評価を決定したことがあったこと等から、今後、「原則として」を追記することにより、「+ (プラス)」「- (マイナス)」を付加可能としたこと等の改正内容等について説明があり、協議の結果了承され、直近の教育研究評議会及び同評議会後の役員会で審議することとなった。

(12) 研究シーズ及び学内研究プロジェクトの評価方法について

学長から、本件は、研究推進部会のみで行ってきた研究シーズ等の審査・選定及び評価の方法を、より透明性を図る目的から審査委員会を設置し、公開ヒアリングによる評価方法に変更したが、平成24年度以降は、審査委員会の機能を総合研究戦略会議に移行する案件である旨の説明があった。

また、学術研究協力部長から、研究シーズの審査及び選定に関する要領

の改正箇所の内容等について説明があり、協議の結果了承され、直近の教育研究評議会及び同評議会後の役員会で審議することとなった。

(13) 国立大学法人佐賀大学産学・地域連携機構の設置等に伴う関係規則等の一部改正等について

学長から、本件は、佐賀大学産学・地域連携機構の設置等に伴い、関係規則等について、所要の改正を行う案件である旨の説明があった。

また、総務課長から、改正理由及び改正の概要と改正を要する規則のうち、本役員会で審議決定となる規則と教育研究評議会での審議を必要とする規則の説明があり、協議の結果了承され、一部の規則については、直近の教育研究評議会及び同評議会後の役員会で審議することとなった。

(14) 国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律への対応について

学長から、本件は、「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」が成立したことと文部科学省からの「独立行政法人における役職員の給与の見直しについて」の要請があり、また、本学の給与は国家公務員に準拠する方針であることから、その対応に関し、本学の方針を決定する案件である旨の説明があった。

また、総務部長から、人事院の勧告に係る給与改定については、4月1日に実施する旨と臨時特例に係る改定については、佐賀県の職員である附属学校の教諭と採用上の人材確保で問題となる医療技術職員は適用しない方向であり、減額支給しない対象、実施時期等については、今後、文部科学省からの通知及び他国立大学法人の動向を見ながら検討する旨等の本学の方針について説明があり、協議の結果了承され、直近の経営協議会及び同協議会後の役員会で審議することとなった。

(15) 平成24年度国立大学法人佐賀大学年度計画（案）について

学長から、本件は、本学の平成24年度年度計画を文部科学省に提出する案件である旨の説明があった。

また、岩本理事から、年度計画の内容について、IR体制の整備に関する新規事項をはじめ主な事項と今後のスケジュール等について説明があり、協議の結果了承され、直近の教育研究評議会及び経営協議会並びに同評議会及び同協議会後の役員会で審議することとなった。

(16) その他

特になし。

【 報告事項 】

- (1) 平成23年度佐賀大学学位記授与式及び平成24年度佐賀大学入学式の挙行について

総務課長から、学位記授与式と入学式の開催案内及び今回から昨年度の同窓会長に加え各学部の同窓会長にも出席いただくこととなった旨と入学式においては、本学の美術館設置に伴い、本学学生・教職員の美術作品の展示と併せて募金のパンフレットも配布予定である旨の報告があった。

- (2) 平成24年度「来てみんしゃい！佐賀大学へ」企画について

岩本理事から、本件について、企画目的と昨年12月に学内公募し、4学部1センターから応募のあった10件の中から、広報室戦略会議等を踏まえた結果、五つの企画が決定した旨等の報告があった。

- (3) 役員会等定例会議の予定について

総務課長から、平成24年度の定例会議の開催予定及び原則開催日を変更している分は朱書き及び備考欄にその理由等を付している旨等の報告があった。

- (4) その他

特になし。